

国は、公共工事品確法※1に基づき、測量・調査・設計に関する発注関係事務の実施状況を毎年度調査し、その結果をとりまとめ公表（令和元年度より実施）

※1公共工事の品質確保の促進に関する法律第23条

調査対象機関

国（19機関）、特殊法人等（120法人）
地方公共団体（47都道府県、20指定都市、1721市区町村）

調査対象時点

令和7年6月1日現在※
※一部の項目は令和6年度末時点

調査項目

- ダンピング対策（低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入等）
- 適正な履行期間の設定状況（履行期間の設定に当たっての休日の考慮等）
- 入札方式の導入状況（プロポーザル方式・総合評価落札方式等）
- その他（発注見通しの公表、履行時期の平準化、調査対象年度の入札・契約状況等）

結果の概要

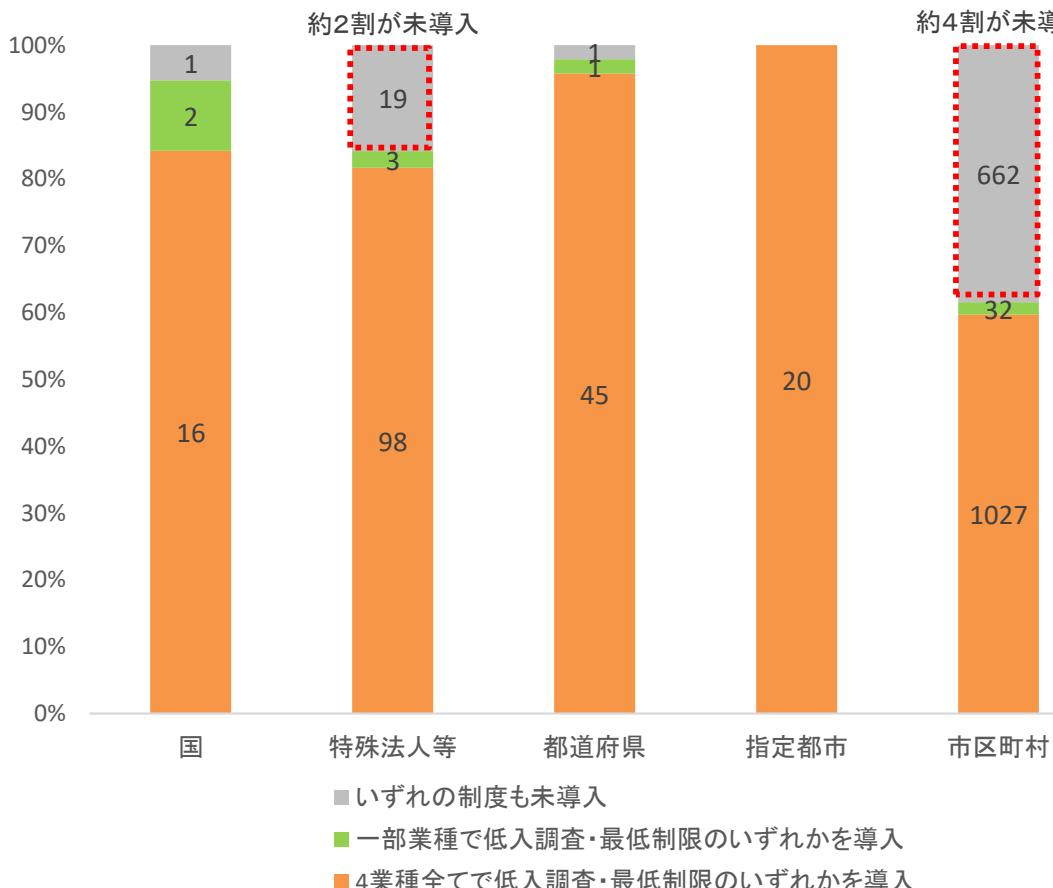
- ダンピング対策については、特殊法人等では約2割、市区町村では約4割が未導入
- 休日の考慮については、一部の市区町村を除き、全ての団体で考慮されている
- プロポーザル方式については、市区町村の導入に遅れ
- 総合評価落札方式については、市区町村の導入が1割未満にとどまる

今後、都道府県公契連、発注者協議会、監理課長等会議等を通じて、調査結果を共有し、発注関係事務の改善に向けた更なる取組を推進

業務に関するダンピング対策の位置付け

- 品確法において、発注者の責務として、ダンピング契約の締結を防止するための措置を講ずることが規定
- 運用指針において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することが明記

業務に関するダンピング対策の状況



○国、都道府県、指定都市ではほとんどの団体でダンピング対策を実施

○特殊法人等では約2割が依然として未導入
○市区町村では約4割が依然として未導入



○ダンピング受注は、調査等の手抜き、下請業者へのしづ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれや、適正な利潤を確保できないおそれ等の問題

○特に、導入の遅れている発注者に対し導入済の発注者の取組状況を共有するなどして導入を働きかけ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を推進

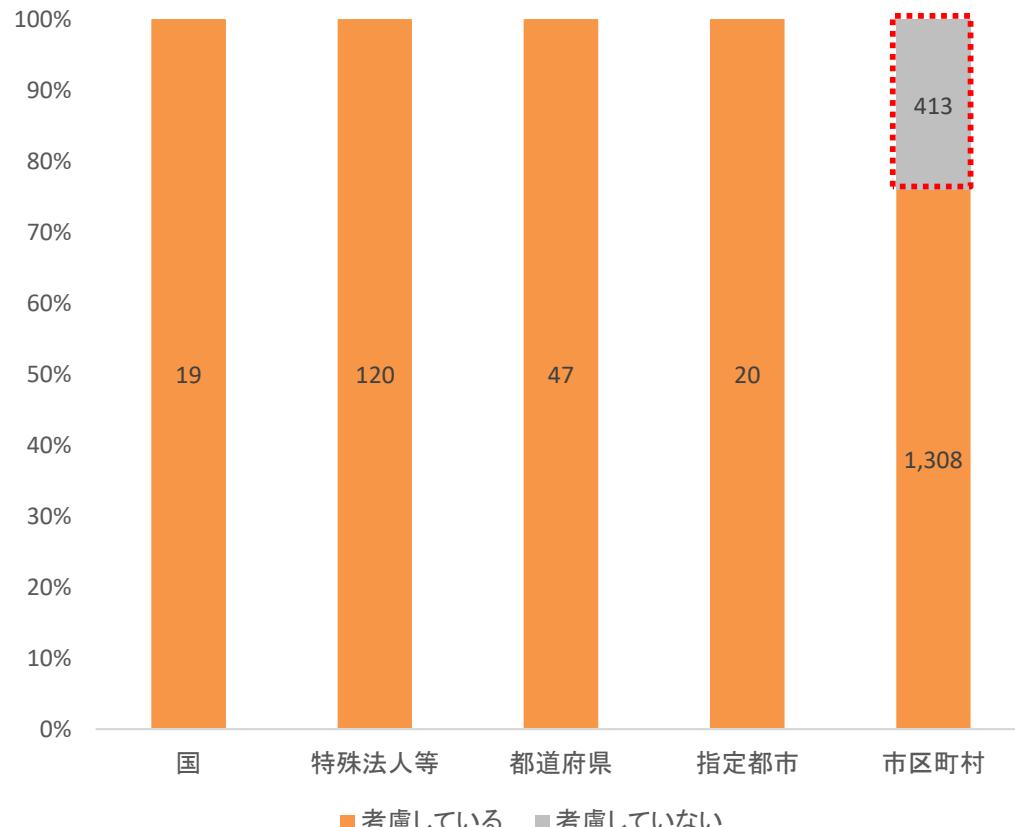
※グラフ内の数字は回答機関数

※4業種(測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・調査)

適正な履行期間の設定に関する位置付け

- 運用指針において、「履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、時間外労働規制の遵守、規模、方法、自然条件、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて、準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、猛暑・大雪等の天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する」ことが明記

履行期間の設定に当たっての休日の考慮



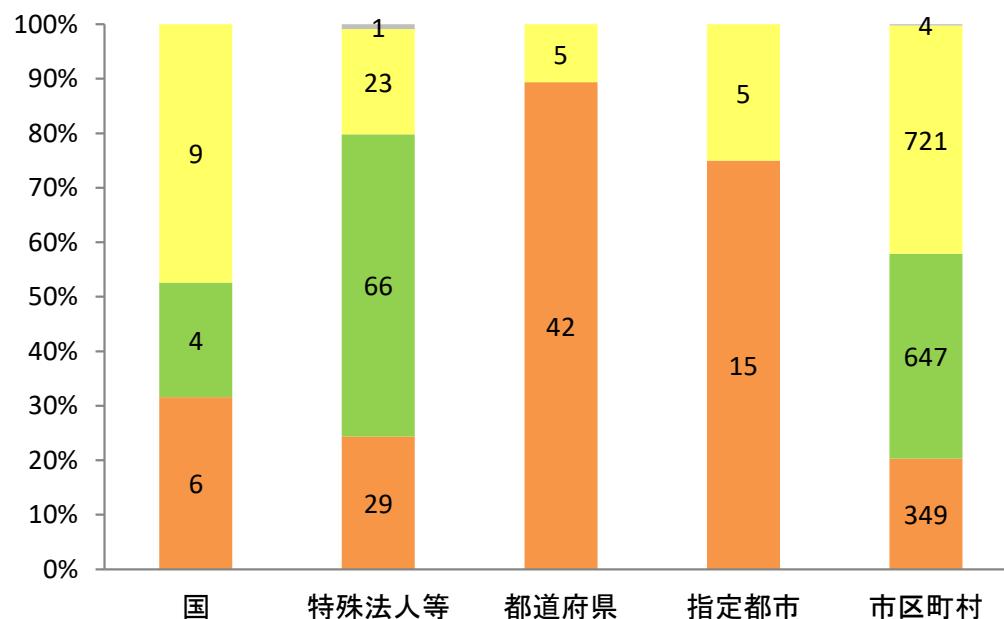
- 国、特殊法人等、都道府県、指定都市では全ての団体が履行期間の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している
 - 一方、市区町村において休日を考慮している団体は、約7割となっている
-
- 働き方改革への対応推進には、適正な履行期間の設定が不可欠
 - 週休2日を前提とした業務発注がなされるような働きかけを実施

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の実施の状況

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の位置付け

- 運用指針において、「設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う」ことが明記

設計変更ガイドライン等の策定及び設計変更の実施の状況



- ほとんどの団体が設計変更を実施
- 都道府県では約9割、特殊法人等、指定都市では約8割が設計変更に関する指針を策定または準用している
一方、国、市区町村では指針を策定または準用しているのは約5割にとどまる



- 当初設計で示した設計条件と実際の条件が一致しない場合、必要と認められるときに設計変更を行うことは、受注者の適正な利潤を確保するために不可欠
- ごく一部の設計変更を実施していない機関に対して理由等を確認し、全ての団体において、必要と認められるときに設計変更が行われることを目指す

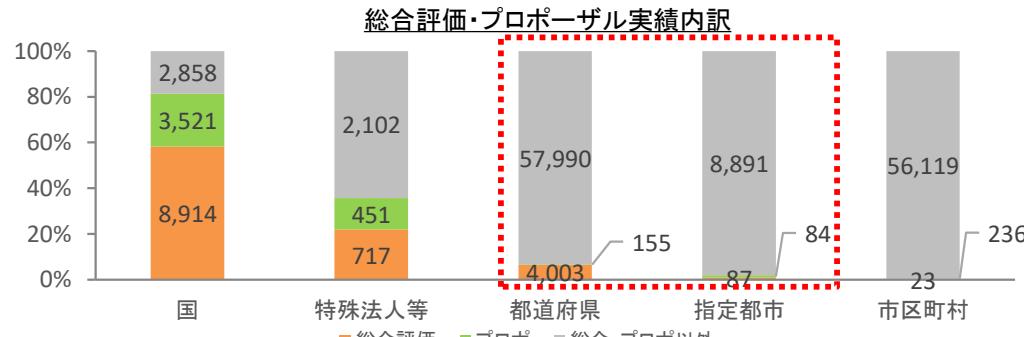
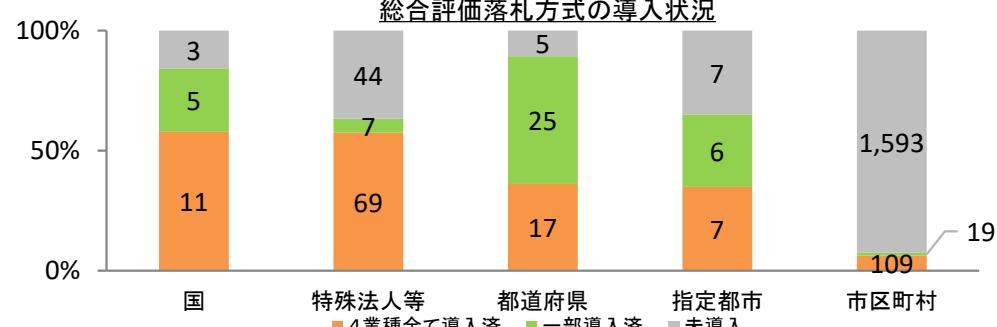
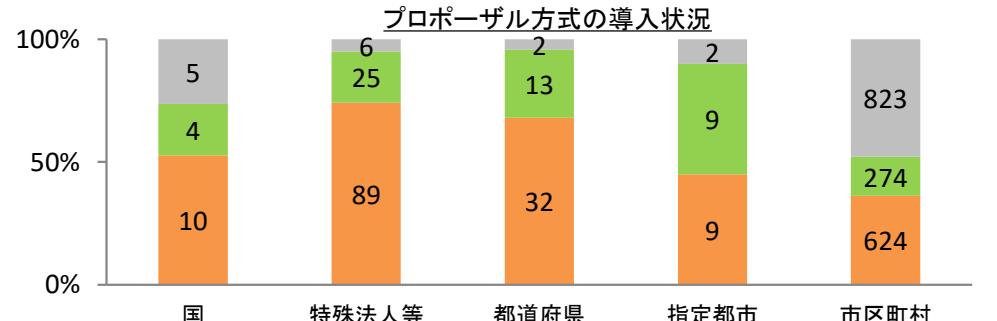
- 設計変更を実施していない
- 指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
- 他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
- 指針を策定し、設計変更を実施している

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入の位置付け

- 品確法において、発注者に対し、競争参加者から技術提案を求めるべき旨の努力義務が規定
- 運用指針において、「業務の発注に当たっては、業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努める」ことが明記

業務に関するプロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況等



※グラフ内の数字は令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)完了業務を入札方式ごとに分類したもの

○プロポーザル方式は、国、特殊法人等、都道府県、指定都市で7割以上、市区町村では約半数で導入済。特に特殊法人等と都道府県、指定都市では、多くの発注者が導入済

○他方で、総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況

○プロポーザル方式、総合評価落札方式の制度導入割合が比較的高い都道府県、指定都市においても、令和6年度の完了業務における実績はプロポーザル方式、総合評価落札方式が全体の1割未満



○業務の内容に応じ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案の優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことを通じ、品質を確保することが重要

○各発注者に対して、業務の内容に応じて適切な入札契約方式を選択することの重要性について、引き続き普及啓発